

## 厚岸町規則第32号

厚岸町職員住宅管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員住宅管理規則等の一部を改正する規則

(厚岸町職員住宅管理規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員住宅管理規則(平成25年厚岸町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「職員の給与に関する条例(昭和26年厚岸町条例第1号)」を「厚岸町職員の給与に関する条例(昭和26年厚岸町条例第1号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条第5号を第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年厚岸町条例第9号)別表の企業職給料表の適用を受ける職員で、当該給料表の職務の級が5級以下の職にあるもの(再任用職員を除く。)

(厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成22年厚岸町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

(医療職給料表の適用範囲を定める規則の一部改正)

第3条 医療職給料表の適用範囲を定める規則（平成19年厚岸町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

（厚岸町職員通勤手当支給規則の一部改正）

第4条 厚岸町職員通勤手当支給規則（平成23年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

（厚岸町職員管理職手当支給規則の一部改正）

第5条 厚岸町職員管理職手当支給規則（平成19年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

（厚岸町職員住居手当支給規則の一部改正）

第6条 厚岸町職員住居手当支給規則（昭和46年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）」を「厚岸町職員の給与に関する条例（昭和26年厚岸町条例第1号）」に改める。

（厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部改正）

第7条 厚岸町職員単身赴任手当支給規則（平成2年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

(厚岸町職員寒冷地手当支給規則の一部改正)

第8条 厚岸町職員寒冷地手当支給規則（平成24年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

(厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成20年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。